

	昭和41年12月15日	農経第1707号
改正	昭和47年1月7日	農経第1516号
改正	昭和49年1月21日	農経第1702号
改正	昭和49年6月8日	農経第302号
改正	昭和49年12月28日	農経第1235号
改正	昭和50年11月27日	農経第959号
改正	昭和53年3月31日	農指第1457号
改正	昭和53年9月29日	農指第739号
改正	昭和53年11月16日	農指第970号
改正	昭和54年8月1日	農経第569号
改正	昭和54年10月23日	農経第938号
改正	昭和55年12月25日	農経第1454号
改正	昭和57年1月19日	農経第1423号
改正	平成2年11月15日	農経第986号
改正	平成12年10月13日	組第438号
改正	平成17年3月25日	組第523号

各県民局長 殿

農林水産部長

災害資金利子補給及び損失補償補助金 交付要綱の制定について

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「法」という。）に基づく経営資金及び事業資金の融通については、従来法の適用に関する政令が制定されたつど、天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に関する補助金交付要綱の適用告示により制度の運営を図ってきたところであるが、このたび岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）の施行にともない、この要綱は廃止され規則の準則として岡山県災害資金利子補給及び損失補償補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を別添のとおり制定したので御了知願いたい。

なお、今後の災害資金に関しては法及び天災の都度制定される当該天災についての同法の適用に関する政令並びにこれらの法令に基づいて発せられた命令等に準拠することとし、下記事項についてはあらかじめ御了知のうえ関係機関を指導願うとともに、その取扱に遺憾のないようにされたい。

記

第1 法の趣旨及び一般的事項

1. この法の趣旨は、相当広範な地域にわたり著しい災害が発生した場合、国及び地方公共団体が助成措置を講ずることにより、その被害農林漁業者等の経営の維持安定を図ろうとするものである。
2. 以上の法の趣旨に照らし、その目的が十分に達成せられるよう必要な措置を講ずるとともに、特に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に触れ

ることのないようあらかじめ関係融資機関等の指導をお願いする。

第2 天災の指定及び法の適用

1. この法律の適用の対象となる天災は、第1の法の趣旨に照らし必要と認められた場合、被害農林漁業者（経営資金関係）、被害組合（事業資金関係）について災害の都度必要に応じ別々に政令で指定される。
2. その天災の種類は、次のとおりである。
暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、降霜、低温、降ひょう等
3. 1の天災の指定に伴い当該天災について法を適用するために必要な事項は、その都度政令で定められる。

第3 資金の借受者

1. 経営資金にあつては、法第2条第1項の被害農業者、被害林業者及び被害漁業者（以下「被害農林漁業者」と総称する。）で第4の認定を受けたもの。
 - (1) 被害農林漁業者（一般）
 - a) 被害農業者とは、農業をおもな業務とする者（農業所得が総所得の50%以上のもの）で次の(ア)又は(イ)に該当するものとする。
 - (ア) 天災による農作物（畜産物及び繭を含む）の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、これによる損失額が平年の農業収入額の100分の10以上であるもの。この場合、畜産物の減収量又は損失額とは、例えば乳牛の場合には乳牛の流失、へい死等による牛乳の減収又は損失をいい、乳牛そのものの流失、へい死等による生体価格の損失等ではない。
 - (イ) 天災による果樹、茶樹又は桑樹（以下「果樹等」という。）の流失、損傷、枯死等による損失額が、その栽培する果樹等の被害時における価格の100分の30以上であるもの。
 - b) 被害林業者とは、林業をおもな業務とする者（林業所得が総所得の50%以上のもの）で次の(ア)又は(イ)に該当するものとする。
 - (ア) 生産する薪炭（薪炭原木を含む。）木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が平年の林業総収入額の100分の10以上であるもの。
 - (イ) 所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設又は樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価格の100分の50以上であるもの。
 - c) 被害漁業者とは、漁業をおもな業務とする者（漁業所得が総所得の50%以上のもの）で次の(ア)又は(イ)に該当するものとする。
 - (ア) 生産する漁類、貝類又は海そう類の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の100分の10以上であるもの。
 - (イ) 所有する漁船、漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価格の100分の50以上であるもの。
 - (2) 特別被害農林漁業者
 - a) 特別被害農業者とは(1)のa)に掲げる者で、農作物の損失額が平年の農

業収入額の100分の50（開拓者は100分の30）以上であるもの。又は果樹等の損失額がその栽培する果樹等の被害時価格の100分の50（開拓者は100分の40）以上であるもの。

b) 特別被害林業者とは(1)のb)に掲げる者で林産物の流失等による損失額が平年の林業総収入額の100分の50以上であるもの、又は施設の損失額が当該施設の被害時における価格の100分の70以上であるもの。

c) 特別被害漁業者とは(1)のc)に掲げる者で海産物の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の100分の50以上であるもの、又は施設の損失額が当該施設の被害時における価格の100分の70以上であるもの。

2. 事業資金にあつては、法第2条第3項の被害組合（以下「被害組合」という。）で第4の認定を受けたもの。

被害組合とは農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会又は水産業協同組合で天災によりその所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたものとする。

第4 被害の認定

1. 法第2条第1項及び第2項の規定による市町村長の被害の認定は、別記様式第1号から第5号までの認定書によるなどして、適切に行う必要がある。

2. 法第2条第3項に規定する被害組合に該当するかどうかの判断は、別記様式第6号の認定書を参考のうえ、知事が、必要に応じて市町村長の意見を聞き、被害を認定することにより行うこととする。

3. 被害の認定は、それが適性に行われているかどうか、この金融措置の実行上極めて重要であるから十分留意するようお願いする。

第5 特別被害地域

法第2条第5項の「特別被害地域」とは、特別被害農・林・漁業者ごとに政令で定められる県の区域内の旧市町村の区域（町村合併前、すなわち、昭和28年9月30日現在における市町村の区域とする。ただし旧市町村の区域では広きに失する局部的な被害激甚地にあつては大字、開拓者については耕地面積10町歩以上の開拓地の区域が認められる。）を単位として、その区域に住所を有する特別被害農・林・漁業者（農業者、林業者の場合は住所を有しなくてもその区域内で主として農業、林業を営んでいれば差支えない。）がそれぞれの区域内の住所を有する被害農・林・漁業者（農業者、林業者については農業、林業を営んでいる場合も含む。）の第6の1の基準区域のうち知事が農林水産大臣の同意を得て指定（告示）した区域とする。

第6 法適用及び特別被害地域の指定

1. 法第2条第5項各号の農林水産大臣の同意については、その区域内のかなりの数の農林漁業者がおしなべて著しい被害を受けている場合に行うものとし、その基準は次のとおりである。

(1) 法第2条第5項第1号の区域にあつては、当該区域内における特別被害農業者の数が原則10（ただし、開拓者については5）以上であること。

(2) 法第2条第5項第2号の区域にあつては、当該区域内における特別被害林業

者の数が原則 5 以上であること。

- (3) 法第 2 条第 5 項第 3 号の区域にあっては、当該区域内における特別被害漁業者の数が原則 5 以上であること。

2. 市町村長は第 2 の天災の指定及び法の適用並びに 1 の特別被害地域の指定の同意を得ようとする場合には次の各号の関係書類を所轄県民局を經由して知事に協議するものとする。

- (1) 農林漁業者等の被害状況及び融資希望額申請書（別記様式第 7 号）

ア 添付書類

(ア) 特別被害地域指定資料（別記様式第 8 号）

(イ) 農業協同組合等の被害状況報告書（別記様式第 9 号）

イ 提出期日 天災発生後 10 日以内

ウ 提出部数 2 部

- (2) 特別被害地域指定協議書（別記様式第 10 号）

ア 添付書類

(ア) 農業関係（一般農業者又は開拓者）（別記様式第 11 号）

(イ) 林業関係（別記様式第 12 号）

(ウ) 漁業関係（別記様式第 13 号）

イ 提出期日 災害の都度指定する日まで

ウ 提出部数 2 部

3. 融資希望額申請書（別記様式第 14 号）

ア 添付書類

融資希望者の被害程度別戸数及び融資希望額（別記様式第 14 号－ 1）

イ 提出期日 災害の都度指定する日まで

ウ 提出部数 2 部

第 7 経営資金及び事業資金

1. 経営資金（法第 2 条第 4 項）

(1) 融資機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

(2) 借受者 被害農林漁業者（第 3 の 1）

(3) 使 途

a) 種苗、肥料、飼料、薬剤、^{注1}農機具（政令で定められる。）、^{注2}家畜、^{注2}家きん、

薪炭原木、しいたけほだ木、^{注3}漁具（政令で定められる。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金

b) 炭がまの構築資金

c) ^{注4}小型漁船（政令で定められる。）の建造又は取得に必要な資金

d) ^{注5}その他農林漁業経営に必要な資金

(4) ^{注6}貸付期間 天災ごとに政令で定められる期間

(5) 貸付限度

(a) 市町村の限度は要綱第 3 条により知事が定めた額とする。

(b) 一戸当り貸付限度は次の(ア)又は(イ)のいずれか低い額（牛馬所有農家には

3万円、乳牛所有農家には5万円を、重複被害者には既借入災害資金の当該年の償還額を加算することがある。）

(ア) 市町村長が認定する損失額を基準として政令で定められるところにより算出される額

(イ) 天災ごとに政令で定められる額

(6) 償還期限 6年の範囲内で政令で定める期間以内（天災融資法に係る激甚災害法が適用された場合は7年）

(7) 利 率 特別被害地域内の特別被害農林漁業者 年3分以内
法第2条第4項第3号の認定を受けた者及び開拓者 年5分5厘以内
その他 年6分5厘以内

(8) ^{注7}償還方法 元本均等償還

2. 事業資金（法第2条第8項）

(ア) 融資機関 農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関

(イ) 借受者 被害組合（第3の2）

(ウ) 使 途

被害組合が所有し、又は管理する肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金等とする。

(エ) ^{注6}貸付期間 天災ごとに政令で定められる期間

(オ) 貸付限度

(a) 市町村の限度は要綱第3条により知事が定めた額とする。

(b) 一組合当り貸付限度額は、知事が認定する損失額を基準として政令で定められるところにより算出される額、又は法で定められる額のいずれか低い額とする。

(カ) 償還期限 3年以内

(キ) 利 率 年6分5厘以内

(ク) ^{注7}償還方法 元本均等償還

[注] 1 農機具の購入資金とは、原則として農機具の流失、滅失又は損壊等のためその再購入に必要な資金とする。

2 家畜又は家きんの購入資金とは、家畜若しくは家きんが流出又はへい死した等のため必要とする再購入資金又は耕地等の被害が著しく次期農作物の植付けが不能若しくは遅延する等のためとりあえず家畜若しくは家きんを飼育して農業経営を維持するような場合の家畜若しくは家きんの購入資金とする。

3 漁具の購入資金とは、漁具が流失し、滅失し又は、損壊した等の場合において、原則としてその復旧に必要な資金とする。

4 漁船の建造又は取得に必要な資金とは、漁船の沈没、流失、滅失又は損壊等のためその建造又は取得に必要な資金とする。

- 5 その他農林漁業経営に必要な資金には、労賃、水利費（土地改良区の土地改良施設の維持管理費として賦課されるものを含む。）、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、又は漁業共済に係る共済掛金の支払い、簡易な施設が損壊した等の場合においてその復旧のために必要となる資材の購入代金の支払い、既に経営資金の貸付を受けている被害農林漁業者が再び天災により被害を受け、当該天災により被害を受けた農林水産物の販売代金によって償還を予定していた当該年の経営資金の償還に必要な資金等を含むものとする。
- 6 資金の貸付に当たっては、被害農林漁業者、被害組合が真に資金を必要とする時期を選んで行うこと。
- 7 資金の償還は、原則として各年元本均等償還とするが償還期日は借入者の便宜をはかり、生産物販売代金の受領期等償還の容易な時期として6月20日又は12月20日のいずれかの日とする。

第8 利子補給及び損失補償契約

市町村と融資機関との利子補給及び損失補償契約は次のとおりとする。

1. 利子補給及び損失補償契約の内容については別紙(1)及び(2)の契約例を参照の上市町村並びに融資機関の立場を相互に尊重し、かつ、それぞれの実情に応じた内容の契約を締結するようお願いする。（事業資金は別紙(3)のとおり）
2. 利子補給及び損失補償契約の方式を図示すれば別図のとおりである。

第9 利子補給費及び損失補償費補助

県補助額は要綱第3条に定めるとおりであるが、その負担区分は次のとおりである。

1. 利子補給

区 分		負 担 区 分		
		市町村	県	国
経営資金	6.5%以内資金	25 %	25 %	50 %
	5.5%以内資金	25 %	25 %	50 %
	3.0%以内資金	17.5%	17.5%	65 %
事業資金	6.5%以内	25 %	25 %	50 %

2. 損失補償

損失補償額	負 担 区 分		
	市町村	県	国
100% (貸付総額の50%以内)	20%	30%	50%

第10 報 告

1. 災害資金貸付実行報告書（別記様式15号）

融資機関は貸付完了後10日以内に知事及び市町村に提出するものとする。

2. 災害資金残高移動報告書（別記様式第16号）

災害融資整理カード記載要領(5)に基づき融資機関は毎年上期（1月1日から6月30日まで）及び下期（7月1日から12月31日まで）の期末から1週間以内に

知事及び市町村に提出するものとする。

3. 災害融資整理カード

災害融資整理カード記載要領(4)に基づき融資機関が作成し貸付完了月の翌月中に所轄県民局長及び市町村に提出するものとする。

4. 利子補給及び損失補償契約書

市町村は契約を締結した場合は、その契約書の写2部を知事に提出するものとする。

なお、要綱第4条第3項の契約書はこの報告をもってかえることができるものとする。

5. 災害資金延滞金処理状況報告書(別記様式17号)

損失補償請求権が発生した融資機関は上記2項の残高移動報告書に3部添付して報告するものとする。

6. 前1, 2, 4, 5, の書類(正副2部)は、県民局を経由するものとする。

第11 損失補償後の納付金

要綱第5条に基づく納付は、市町村からの報告に基づいて知事が発行する納入通知書により行うこととなっているので、今後県に対して納付金を納付すべき事態が発生したときは、その都度遅滞なく災害資金にかかる損失補償費補助の対象となった債権からの回収及び納付報告書(別記様式第18号)を正副2部を所轄県民局を経由して知事に提出するものとする。

第12 その他

既往の融資についての会計検査院及び農林水産省、県の検査の結果、この資金が法令に規定する用途以外に使用され又は定期預金として積み立てられる等違法若しくは不当と認められる事例が相当多く見受けられたが、被害農林漁業者又は被害組合に対する貸付けに当たっては、努めて当該資金を一度その者の別段預金に振り替え、必要の都度その用途を確認(証ひょう書類を徴収し保存すること。)のうえ使用させることとし、特に預金払出しの必要がある場合は、用途の確認方法について十分留意する等借入者のため有効かつ適正な融資が行われるよう指導をお願いする。

様式集

第1号	農業被害認定書	第4の1
第2号	林業被害認定書（林産物の場合）	〃
第3号	〃（施設の場合）	〃
第4号	漁業被害認定書（水産物の場合）	〃
第5号	〃（施設の場合）	〃
第6号	組合被害認定書	第4の2
第7号	農林漁業者等の被害状況及び融資希望額申請書	第6の1
第8号	特別被害地域指定資料	第6の1の(1)の(7)
第9号	農業協同組合等の被害状況報告書	第6の1の(1)の(4)
第10号	特別被害地域指定協議書	第6の2
第11号	特別被害地域指定協議資料（農業関係）	第6の2の(1)の(7)
第12号	〃（林業関係）	第6の2の(1)の(4)
第13号	〃（漁業関係）	第6の2の(1)の(ウ)
第14号	融資希望額申請書	第6の3
第14号-1	融資希望者の被害程度別戸数及び融資希望額	第6の3の(1)
第15号	災害資金貸付実行報告書	第10の1
第16号	災害資金残高移動報告書	第10の2
第17号	災害資金延滞金処理状況報告書	第10の5
第18号	災害融資にかかる損失補償費補助の対象となった債権からの回収及び納付報告書	第11
参 考		
別 紙 1	被害農業者に対する経営資金の融通に関する利子補給及び損失補償契約書（例）	第8の1
別 紙 2	同 上（転貸資金貸付の場合）	〃
別 紙 3	被害農業組合に対する事業資金の融通に関する利子補給及び損失補償契約書（例）	〃
別 図	利子補給及び損失補償契約の方式図	第8の2